

武蔵野市学びおくりあい補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、武蔵野市（以下「市」という。）が、主に市の区域内（以下「市内」という。）で活動する団体又は個人（以下「団体等」という。）に対して、主に市民を対象とし、かつ、原則として市内において実施する生涯学習事業又は満19歳以下の者（以下「子ども」という。）を対象とした、文化、スポーツ若しくは体験活動に係る事業（以下「事業」という。）に要する経費の全部又は一部を補助することにより、学びを通じて個人の人生の豊かさを向上させるとともに、学びにより個人と社会を結びつけて地域コミュニティをよりよくする事業を実施し、もって第二期武蔵野市生涯学習計画の基本理念である「学びおくりあい、わたしたちがつくるまち」の実現を目指すことを目的とする。

（補助対象者）

第2条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てに該当する団体等で、事業を行うものとする。ただし、過去にこの要綱による補助を受けたことがあり、その際にこの要綱の規定に違反したことがある者又は同一年度内に武蔵野市生涯学習・子ども体験事業補助金交付要綱（令和8年4月1日施行）に基づく補助金の交付を受けた者を除く。

- (1) 不特定かつ多数の市民の利益の増進に寄与することを目的とする非営利の事業に自主的に取り組む任意の市民団体（法人格を有する団体を除く。）若しくは特定非営利活動法人（以下「団体」という。）又は個人であること。
- (2) 市内に活動の拠点を有し、又は団体の場合はその代表者が市内に住所を有し、かつ、主たる活動を市内において実施していること。
- (3) 団体の場合は、構成員の半数以上が市内に在住し、在勤し、又は在学していること。
- (4) 個人の場合は、市内に在住し、在勤し、又は在学していること。

（補助対象事業）

第3条 補助の対象となる事業は、次に掲げる要件の全てに該当すると市長が認める事業で、同一の補助対象者につき同一年度内に1事業とする。

- (1) 市の生涯学習の発展に寄与すること、又は子どもの体験活動の活性化に寄与し、参加する子どもにとって非日常的で有意義な活動であること。
- (2) 地域活動の活性化に対する貢献度が高いこと。
- (3) 事業計画に無理がなく、着実に実施されることが見込まれること。

(4) 団体内又は個人にとどまらず、市民に広く開かれたものとして実施されること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助金の交付対象としない。

(1) 営利を目的とする事業又は当該事業を援助する事業

(2) 特定の政党の利害に関する事業

(3) 公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、又はこれに反対する政治活動に関する事業

(4) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する事業

(5) 参加料等を徴収する事業で、徴収金額がその運営経費を超えるもの

(6) 事業の実施及び準備に係る場所について、公衆衛生、公害防止等の設備及び措置が不十分である事業

(7) 市（財政援助出資団体を含む。）の他の助成金等の交付を受ける事業

(8) 武蔵野市暴力団排除条例（平成24年9月武蔵野市条例第24号）第2条第1号の暴力団、同条第2号の暴力団員及び同条第3号の暴力団関係者と関わりのある事業

(9) 市（財政援助出資団体を含む。）と共催して実施する事業
（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費は、事業に要する次に掲げる経費であって、当該年度に係るものとする。

(1) 講師等への謝礼金及び出演料

(2) 印刷製本費

(3) 会場等の使用料及び借上料

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助金の交付対象としない。

(1) 団体等の活動の拠点の維持管理に関する経費

(2) 団体の構成員又は個人による会合に関する経費

(3) 団体の構成員又は個人が講師等を担う場合の謝礼金及び出演料

(4) 事業の終了後に団体等又は団体の構成員の所有物となるものの購入費
（補助金の交付額）

第5条 補助金の交付額は、同一の補助対象者につき同一年度内に5万円を限度として予算の範囲内で市長が必要と認める額とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする団体等は、市指定の電子申請を用いて、次に掲げる事項を入力することにより、市長に申請しなければならない

い。

- (1) 申請者（団体の場合は代表者）の氏名、住所、電話番号及びメールアドレス
- (2) 団体の場合は、団体名、会員数並びに連絡担当者の氏名、住所、電話番号及びメールアドレス
- (3) 団体又は個人の紹介
- (4) 補助を受けようとする事業の目的、内容、効果、参加料徴収の有無等
- (5) 補助金交付申請額及び経費
- (6) 他の助成金等の交付の有無
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項に規定する申請を行う際には、次に掲げる書類を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を添付しなければならない。

- (1) 補助を受けようとする事業の予算書
- (2) 団体の場合は、会員名簿
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前2項の規定にかかわらず、市長が認めるときは、第1項各号に掲げる事項を記載した書面及び前項各号に掲げる書類の提出をもって、第1項の規定による入力及び前項の規定による添付に代えることができる。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、交付申請があったときは、武蔵野市教育委員会を介して、武蔵野市社会教育委員の会議に、補助金の交付について意見を聴取するものとする。

2 市長は、前項の意見を踏まえて、交付申請の内容を審査し、当該審査の結果、補助金の全部又は一部について交付を決定したときは武蔵野市学びおくりあい補助金交付決定通知書（第1号様式）により、不交付とすることを決定したときは武蔵野市学びおくりあい補助金不交付決定通知書（第2号様式）により当該交付申請をした団体等に通知するものとする。

（事業実施状況の報告）

第8条 前条第2項の規定により補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた団体等（以下「交付決定団体等」という。）は、交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の実施をするときは、実施時期、事業対象、実施場所、広報等について、事前に市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告のほか、必要があると認めるときは、交付決定団体等に対し、補助事業の遂行の状況について必要の都度報告させることができる。

(補助金の交付請求及び実績報告)

第9条 交付決定団体等は、補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了後1か月以内(当該補助事業が年度末に完了したときは年度末)に、武蔵野市学びおくりあい補助金交付請求書(第3号様式)に補助事業に係る領収書等を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出を行う場合においては、交付決定団体等は、市指定の電子申請を用いて、事業の実施概要等を入力し、並びに事業決算書及び市長が必要と認める書類を記録した電磁的記録を提出することにより、補助事業の実績を報告しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による補助金の交付請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助の取消し等)

第10条 市長は、交付決定団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は、武蔵野市学びおくりあい補助金交付決定取消通知書(第4号様式)により交付決定団体等に通知するものとする。

- (1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助金の目的外に使用したとき。
- (3) 補助事業を実施しなかったとき。
- (4) 第6条の規定により申請した内容と著しく異なる事業を実施したとき。
- (5) 前条第2項の規定による報告を怠ったとき。
- (6) 前条第2項の規定により提出する決算書の補助事業に係る経費の額が、交付決定の額を下回るとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(帳簿等の整理保管)

第12条 補助金の交付を受けた団体等は、当該補助金の交付の対象となった経費に係る収支の状況を明らかにした帳簿を備え、当該収支について証拠書類を整備し、当該補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

所在地（住所）

団体名等及び代表者氏名

様

武蔵野市長

武蔵野市学びおくりあい補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました事業に要する経費の補助について、下記のとおり決定したので、武蔵野市学びおくりあい補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

交付決定額 金 円

ただし、次の条件を守ってください。

- 1 この補助金は、学びおくりあい事業に要する経費を補助するものです。
- 2 補助金の請求書は、別紙様式により提出し、事業完了後1か月以内（年度末に事業が完了したときは年度末）に実績報告をしてください。
- 3 補助金は、補助目的以外には使用することができません。
- 4 2又は3の規定に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。
- 5 その他武蔵野市補助金等交付規則及び武蔵野市学びおくりあい補助金交付要綱の規定を守ってください。

第 号
年 月 日

様

武蔵野市長

武蔵野市学びおくりあい補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました武蔵野市学びおくりあい補助金について、下記のとおり不交付と決定したので、武蔵野市学びおくりあい補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

申請受付年月日	
申請金額（円）	
事業名称	
決定年月日	
不交付とした理由	

第3号様式（第9条関係）

武蔵野市学びおくりあい補助金交付請求書

武蔵野市長 殿

交付の決定を受けた武蔵野市学びおくりあい補助金について、武蔵野市学びおくりあい補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求年月日	
氏名又は団体名	
住所又は団体の所在地	郵便番号
代表者の肩書、氏名及び代表者印	印
事業名称	
請求金額（円）	
事業終了年月日	
担当者氏名	
担当者連絡先	電話番号 メールアドレス ファクシミリ番号

補助金の振込先	金融機関名	コード（4桁）
	支店名	コード（3桁）
	口座種別	
	口座番号	
	口座名義	
	ふりがな	

第 号
年 月 日

様

武蔵野市長

武蔵野市学びおくりあい補助金交付決定取消通知書

交付決定をした武蔵野市学びおくりあい補助金について、下記のとおり交付決定を取り消したので、武蔵野市学びおくりあい補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

事業名称	
交付決定年月日	
交付決定金額（円）	
交付決定取消金額（円）	
交付決定取消し後の交付決定金額（円）	
取り消した理由	